

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構平成 25 事業年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 29 日付けをもって厚生労働大臣から認可を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第 3 期）に定めた事項を実施するため、同法第 31 条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構平成 25 事業年度計画（計画期間平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）を次のとおり定める。

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 額賀 信

### 第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 効率的な業務実施体制の確立等

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。

- ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。
- ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。

#### 2 中期計画の定期的な進行管理

- ① 平成 24 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 25 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。
- ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 24 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。
- ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。

#### 3 内部統制の強化

各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行

政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。

#### 4 情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

#### 5 業務運営の効率化に伴う経費節減

##### (1) 一般管理費及び業務経費

一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。

##### (2) 人件費

総人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

### (3) 契約の適正化の推進

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

- ① 締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。
- ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### I 退職金共済事業

#### 1 確実な退職金支給のための取組

##### (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

###### イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策

従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成25年度においては、以下の取組を行う。

- i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知する。
- ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。
- iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。
- iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。
- v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。
- vi) 前記i)～v)の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応

を検討する。

ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

ハ 周知の徹底等

- i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。
- ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。
- iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。

ニ 調査、分析

平成24年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。

## (2) 特定業種退職金共済事業

- ① 建退共事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- iv) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の被共済者データベースへの登録プログラムを開発するとともに、生年月日等の入力作業を開始する。
- v) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金

の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。

- vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
- vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。
- ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。
- iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。

② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退

職金の請求等の手続を取るよう要請する。

- iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

## 2 サービスの向上

### (1) 業務処理の簡素化・迅速化

- ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。
- ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。
  - i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）
  - ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内

### (2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

- ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上の Q & A に反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。
- ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。
- ③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。
- ④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。

### (3) 積極的な情報の収集及び活用

- ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。
- ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。
- ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。

## 3 加入促進対策の効果的実施

### (1) 加入目標数

平成25年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。

- ① 中退共事業においては 324,000人
  - ② 建退共事業においては 117,000人
  - ③ 清退共事業においては 140人
  - ④ 林退共事業においては 2,100人
- 合計 443,240人

### (2) 加入促進対策の実施

中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。

なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。

また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。

#### ① 広報資料等による周知広報活動

イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。

また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホ

ームページ上で配信する。

- ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。

- ハ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

## ② 個別事業主に対する加入勧奨等

- イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。

特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。

- ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。

- i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。

- ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。

- iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。

- iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。

- v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。

- ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメール

による加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。

ニ 清退共事業においては、

i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。

ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。

iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。

ホ 林退共事業においては、

i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。

ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。

### ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

〈中退共事業〉

i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼するなど、制度の周知広報を行う。

〈建退共事業〉

i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。

ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

〈清退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。

〈林退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。

④ 集中的な加入促進対策の実施

イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。

- i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施
- iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開
- iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。

ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。

〈中退共事業〉

- i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施
- ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催

〈建退共事業〉

- i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催
- ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施
- iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施
- iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布
- v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施

〈清退共事業〉

- i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底
- ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼

〈林退共事業〉

林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施

⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。
- ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。

## II 財産形成促進事業

### 1 融資業務について

融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。

また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。

さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。

### 2 周知について

- ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。

- ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。
- ③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上を目指す。
- ④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。
  - ・ 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。
  - ・ 地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。
  - ・ 事業主団体と連携をとり、財形制度の普及促進に取り組む
  - ・ 企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。
- ⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。

また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを6,000か所以上に送付することを目指す。

### 3 勤労者財産形成システムの再構築

レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成25年度については、基本設計に向けた準備作業を行う。

## 第3 財務内容の改善に関する事項

### I 退職金共済事業

#### 1 累積欠損金の処理

累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。

#### 2 健全な資産運用等

- ① 各退職金共済事業の資産運用については、外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。

- ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。
- ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成24年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。
- ④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。

## II 財産形成促進事業

財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。

また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。

## III 雇用促進融資事業

雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。

## 第4 その他業務運営に関する事項

### 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。

- ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。
- ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を3,000件以上送付する。

- ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,000件以上送付する。
- ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。

## 2 災害時における事業継続性の強化

災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。

## 第5 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算

- ① 機構総括 別紙－1のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり

### 2 収支計画

- ① 機構総括 別紙－8のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－9のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－10のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－11のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－13のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14のとおり

### 3 資金計画

- ① 機構総括 別紙－15のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－16のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－17のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－18のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－20のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21のとおり

## 第6 短期借入金の限度額

### 1 限度額

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ① 中退共事業においては    | 20 億円  |
| ② 建退共事業においては    | 20 億円  |
| ③ 清退共事業においては    | 1 億円   |
| ④ 林退共事業においては    | 3 億円   |
| ⑤ 財形融資事業においては   | 600 億円 |
| ⑥ 雇用促進融資事業においては | 0.1 億円 |

### 2 想定される理由

- ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。
- ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。
- ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。
- ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。

## 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第8 剰余金の使途

なし

## 第9 職員の人事に関する計画

### 方針

- ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ② これまでの研修結果を踏まえ、「平成 25 年度研修計画」を策定、実施する。
- ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。

## 第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそ

それぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

## 予算（平成25年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	748,661
運営費交付金収入	33
国庫補助金収入	8,865
業務収入	738,649
掛金等収入	407,679
運用収入等	37,483
勤労者財産形成促進業務収入	292,707
雇用促進融資業務収入	780
業務外収入	18
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	362
建設業退職金共済事業等勘定より受入	689
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	43
支 出	780,320
退職給付金等	473,395
業務経費	302,845
退職金共済事業関係経費	4,496
運用費用等	2,533
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	293,130
雇用促進融資業務経費	2,687
一般管理費	286
人件費	2,698
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	727
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	356
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	12

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（平成25年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	396,651
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	7,109
業務収入	388,815
掛金等収入	359,144
運用収入等	29,671
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	685
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	41
支 出	411,054
退職給付金等	404,345
業務経費	4,548
退職金共済事業関係経費	2,211
運用費用等	2,336
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	62
人件費	1,738
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	354
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	8

## 予算（平成25年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	56,161
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	1,254
業務収入	54,550
掛金等収入	46,890
運用収入等	7,660
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	1
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	354
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	2
支 出	70,460
退職給付金等	66,762
業務経費	2,365
退職金共済事業関係経費	2,173
運用費用等	192
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	27
人件費	616
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	685
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4

## 予算（平成25年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	142
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	22
業務収入	119
掛金等収入	81
運用収入等	38
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	0
支 出	346
退職給付金等	237
業務経費	44
退職金共済事業関係経費	44
運用費用等	0
業務委託手数料	0
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	2
人件費	61
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0

## 予算（平成25年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	1,774
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	84
業務収入	1,678
掛金等収入	1,564
運用収入等	114
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	8
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	2,215
退職給付金等	2,051
業務経費	72
退職金共済事業関係経費	68
運用費用等	4
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	1
人件費	48
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	41
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	2
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

## 予算（平成25年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	292,725
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	1
業務収入	292,707
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	292,707
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	17
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	293,525
退職給付金等	-
業務経費	293,130
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	293,130
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	178
人件費	217
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

## 予算（平成25年度）

## 雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	1,207
運営費交付金収入	33
国庫補助金収入	395
業務収入	780
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	780
業務外収入	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	2,720
退職給付金等	-
業務経費	2,687
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	2,687
一般管理費	15
人件費	17
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

## 収支計画（平成25年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	5,273,368
事業費用	477,960
一般管理費	7,724
貸倒引当金繰入	167
支払備金繰入	94,967
責任準備金繰入	4,686,387
事業外費用	16
財務費用	6,146
経常収益	5,311,348
事業収益	509,846
運営費交付金収入	33
国庫補助金収入	8,865
資産見返補助金等戻入	1
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	92,239
責任準備金戻入	4,700,364
事業外収益	0
純利益	37,980
目的積立金取崩額	260
総利益	38,241

## 収支計画（平成25年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	4,376,844
事業費用	407,029
一般管理費	4,120
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	90,223
責任準備金繰入	3,875,458
事業外費用	15
財務費用	-
経常収益	4,413,946
事業収益	437,696
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	7,109
資産見返補助金等戻入	1
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	88,299
責任準備金戻入	3,880,842
事業外収益	0
純利益	37,102
目的積立金取崩額	-
総利益	37,102

## 収支計画（平成25年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	869,848
事業費用	67,714
一般管理費	2,945
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	4,629
責任準備金繰入	794,559
事業外費用	1
財務費用	-
経常収益	868,460
事業収益	60,845
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	1,254
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	3,833
責任準備金戻入	802,529
事業外収益	-
純損失	△1,388
目的積立金取崩額	-
総損失	△1,388

## 収支計画（平成 2 5 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
經常費用	2,547
事業費用	238
一般管理費	110
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	3
責任準備金繰入	2,195
事業外費用	0
財務費用	-
經常収益	2,556
事業収益	152
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	22
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	3
責任準備金戻入	2,378
事業外収益	-
純利益	9
目的積立金取崩額	-
総利益	9

## 収支計画（平成 2 5 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
經常費用	16,509
事業費用	2,101
一般管理費	120
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	112
責任準備金繰入	14,176
事業外費用	0
財務費用	-
經常収益	16,615
事業収益	1,810
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	84
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	104
責任準備金戻入	14,616
事業外収益	-
純利益	105
目的積立金取崩額	-
総利益	105

## 収支計画（平成 2 5 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
經常費用	6,845
事業費用	810
一般管理費	396
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	5,640
經常収益	9,257
事業収益	9,257
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	1
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
純利益	2,412
目的積立金取崩額	-
総利益	2,412

## 収支計画（平成 2 5 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
經常費用	775
事業費用	68
一般管理費	33
貸倒引当金繰入	167
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	506
經常収益	514
事業収益	86
運営費交付金収入	33
国庫補助金収入	395
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
純利益	△260
目的積立金取崩額	260
総利益	-

## 資金計画（平成25年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,208,925
業務活動による支出	551,537
業務支出	544,056
人件費	2,698
管理諸費	4,782
投資活動による支出	381,444
財務活動による支出	228,361
次中期への繰越金	47,583
資金収入	1,208,925
業務活動による収入	540,706
業務収入	531,807
運営費交付金による収入	33
国庫補助金による収入	8,865
その他の収入	0
利息の受取額	0
投資活動による収入	401,912
財務活動による収入	208,354
前中期よりの繰越金	57,953

## 資金計画（平成25年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	750,294
業務活動による支出	410,642
業務支出	406,630
人件費	1,738
管理諸費	2,273
投資活動による支出	327,414
財務活動による支出	15
次中期への繰越金	12,223
資金収入	750,294
業務活動による収入	396,708
業務収入	389,599
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	7,109
その他の収入	0
利息の受取額	0
投資活動による収入	340,751
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	12,835

## 資金計画（平成25年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	137,941
業務活動による支出	70,455
業務支出	67,639
人件費	616
管理諸費	2,200
投資活動による支出	52,437
財務活動による支出	-
次中期への繰越金	15,049
資金収入	137,941
業務活動による収入	56,140
業務収入	54,885
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	1,254
その他の収入	0
利息の受取額	-
投資活動による収入	59,866
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	21,936

## 資金計画（平成25年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,259
業務活動による支出	346
業務支出	238
人件費	61
管理諸費	46
投資活動による支出	692
財務活動による支出	-
次中期への繰越金	221
資金収入	1,259
業務活動による収入	144
業務収入	121
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	22
その他の収入	-
利息の受取額	0
投資活動による収入	491
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	624

## 資金計画（平成25年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4,128
業務活動による支出	2,215
業務支出	2,098
人件費	48
管理諸費	69
投資活動による支出	901
財務活動による支出	-
次中期への繰越金	1,012
資金収入	4,128
業務活動による収入	1,775
業務収入	1,690
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	84
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	805
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	1,549

## 資金計画（平成25年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	305,136
業務活動による支出	67,271
業務支出	66,876
人件費	217
管理諸費	178
投資活動による支出	-
財務活動による支出	226,234
次中期への繰越金	11,631
資金収入	305,136
業務活動による収入	84,732
業務収入	84,732
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	1
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	208,354
前中期よりの繰越金	12,050

## 資金計画（平成 2 5 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	10,167
業務活動による支出	607
業務支出	574
人件費	17
管理諸費	15
投資活動による支出	-
財務活動による支出	2,112
次中期への繰越金	7,447
資金収入	10,167
業務活動による収入	1,207
業務収入	780
運営費交付金による収入	33
国庫補助金による収入	395
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前中期よりの繰越金	8,959